

特定空家等除却等業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本業務は、「特定空家等除却等業務委託」（以下、「本業務」という。）に関して必要な事項を定める。

第2条 用語の定義

本仕様書に記載する用語の解釈は以下の通りとする。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、本委託の受託実施者をいう。

第2章 業務の範囲・工程

第3条 業務概要

本業務は、市川市東菅野2丁目に存する特定空家等である木造二階建て住宅の除却等を、空家等対策の推進に関する特別措置法及び行政代執行法に基づき所有者に代わって実施することで、倒壊等による被害を未然に防ぐことを目的としています。

除却等とは、既存家屋の立ち入り調査（報告書作成共）、家屋解体、発生材運搬及び処分に係る一連の業務をいう。

なお、立ち入り調査の結果、必要に応じて物品の搬出が必要となります。

第4条 業務場所

住居表示：市川市東菅野2丁目14番7号

第5条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から45日間とする。

第6条 業務内容及び範囲

受託者は対象の特定空家等の除却等について以下の業務を行うものとする。

なお、業務の実施に先立ち、受託者は第15条で規定する業務計画書を提出し、委託者の承認を得ることとする。また、家屋解体、発生材運搬及び処分の対象は以下の範囲とする。

建屋上屋（コンクリート基礎部分を除く）、トタン塀、シャッター、看板用鉄柱。

なお、その他のもので作業の支障となる為に撤去の必要性があると判断した場合、委託者に協議のうえ決定とする。

(1) 事前立会い

着手に先立ち、委託者と事前現場立会いを行い、現状及び業務概要について確認をする。この際、石綿等含有の懸念がある資材の有無、部位について事前調査を行った上で適切に対応すること。

また解体に先立ち、敷地境界の確認を行い、解体作業で移動する恐れがある場合は、関係者立ち会いの上、控え杭を事前に設置することとする。

(2) 既存家屋立ち入り調査（報告書作成共）

既存建物の解体に先立ち、委託者立会いのもと立ち入り調査を行い、報告書を提出すること。

立ち入り調査は、保存すべき物品の有無の確認を趣旨としており、平面図等に保管すべき物品の位置をプロットしたものを作成し、報告書として提出すること。その他、委託者と協議の上、必要に応じて報告書の内容を決定すること。

尚、保存すべき物品の例としては以下の通り。

- ①現金：紙幣・硬貨（外国紙幣等含む）など
- ②預金通帳、印鑑等：通帳、カード、印鑑
- ③有価証券：小切手、図書カード、商品券等
- ④貴金属、宝石、刀剣類：金、宝石、指輪、ネックレス、時計等
- ⑤思い出の品（財産の搜索の手掛かりになる物）：写真、手紙、日記等

その他、保存すべき物品か判断できない物については、委託者と協議の上で判断すること。

(3) 解体工事業務

対象の特定空家等の家屋解体、発生材運搬及び処分に係る一連の業務を実施する。作業に当たっては敷地境界に留意し、境界杭等がある場合は、それを保全して作業することとする。

また解体作業中、解体及び処理方法の特定が困難な対象物が出てきた場合は、速やかに委託者に報告し、指示を仰ぐこととする。

解体後、仮囲い用ネットフェンスを設置し、これは業務完了後も残置とする。

なお、関係行政庁等への各種申請や、業務に必要な仮設の工事用水に関する費用は諸経費に含まれているものとする。

(4) 発生材運搬

運搬に当たっては交通関係法令を遵守し、過積載、積載物の飛散・落下防止について適切な措置を講ずることとする。

(5) 発生材処分

処分に当たっては、処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を遵守すること。

(6) 解体工事業務完了確認

解体工事業務完了後、委託者と現地立ち会いを行い、業務完了を確認する。

(7) その他

上記の他、本業務委託を実施するに当り必要な付随業務を実施する。

第3章 業務の履行

第7条 主任技術者

受託者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を記載した書面を委託者に提出しなければならない。

第8条 現場管理・安全確保

(1) 整理整頓

受託者は、作業中交通及び保安上の障害とならないように、機械器具等を使用の都度、整理整頓し、現場内及びその付近は常に清潔に保たなければならない。

(2) 安全確保

作業に当たっては、作業方法・作業手順、作業計画を事前によく検討し、作業エリア内及び第三者の安全確保に万全を期すこととする。

(3) 粉塵対策

解体作業に当たっては、粉塵等の発生防止の為、現場散水やシート養生（防音）する等の対策を講じることとする。ただし、安全面等の理由で緊急を要する場合には、状況に応じた対応をとることが出来るものとする。

(4) 石綿含有建材の処理

大気汚染防止法における特定建築材料（吹付石綿、石綿を含有する断熱材・保温材及び耐火被覆材）及びこれ以外の石綿含有建材等の解体、運搬及び処分については、以下に基づき適切に処理すること。

解体については、「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」及び「石綿含有建築物解体の「施工要領」例及び「安全手順」例」（建設業労働災害防止協会）によること。

運搬及び処分については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（環境省）によること。

第9条 仮設物

本業務の実施に際し、仮設物（材料置場等）の設置が必要な場合は、適宜受託者にて対応するものとする。なお、業務完了後は速やかに復旧しなければならない。

第10条 作業日時

作業は、原則として日曜日及び祝祭日等の休日を除く8:00～17:00までの間に行うものとする。ただし、緊急作業または工程上やむを得ない場合は、この限りではない。この場合、委託者及び関係機関に事前に届出の上、合意を得て実施することとする。

第11条 解体業務完了時の処理

解体業務が完了したときは、受託者は速やかに不要材料及び仮設物を処分または撤去し、現場の清掃を行わなければならない。

第12条 完了検査等

- (1) 業務が完了したときは、委託者の完了検査を受けるものとする。
- (2) 完了検査は、業務完了届及び完了報告書等（後述）が提出された後、委託者が定めた検査員により行うものとする。ただし、作業中における検査が必要な場合は、その都度行うものとする。

第13条 委託料の請求

受託者は、業務完了届を提出後、第12条（2）に定める検査を受けるものとし、検査に合格したときは、委託料の支払いを請求するものとする。

第4章 提出書類

第14条 打合せ記録

業務に係る打合せ等について、打合せ記録を作成し委託者監督職員に提出するものとする。

第 15 条 提出書類

提出書類は、原則として次の一覧により作成し遅延なく委託者監督員に提出するものとする。

提出書類一覧

提出書類	提出時期	部数	備考
着手届	契約日後速やかに	1 部	標準書式にて提出
業務計画書等 業務計画書 業務工程表 業務体制表 作業員名簿	契約日後速やかに	各 1 部	任意書式にて提出
主任技術者選任届	業務着手前	1 部	標準書式にて提出
完了報告書等 業務実績報告書 実施工程表 解体廃棄物搬入書・計量伝票の写し 解体作業記録写真 廃棄物運搬車搬出時写真 その他委託者が必要と認めた書類	業務完了後速やかに	各 1 部	任意書式にて提出
工事完了届	業務完了後速やかに	1 部	標準書式にて提出
建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別 解体等に関する省令第 4 条に規定する書面		1 部	必要な場合
石綿等含有に係る調査報告書	解体工事前	1 部	任意書式にて提出

※ 業務計画書には解体工事計画を含むこととするが、この作成に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（平成 31 年版）」に定める項目に準じた内容を記載することとする。

第 5 章 添付書類

第 16 条 添付書類

本業務実施に当たり、留意すべき事項について以下添付に記載する。参照、遵守の上、業務を実施することとする。

添付 1 再委託先一覧表

（契約書に、受託者からの申告により記載する）

第6章 その他特記事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託または委任し、若しくは請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせようとするときは、予め委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 解体工事期間内は、安全確保の意味で交通誘導員を配置すること。
- (3) 現地調査・確認及び解体工事に当たっては、隣接建築物に損傷を与えない等、近隣に悪影響を与えないように十分な配慮を行うこととする。誤って損傷を与えた場合には原因者の責任において直ちに復旧することとする。その際、委託者監督員にその事実を速やかに報告することとする。また作業により、道路の汚れ等、周辺に悪影響を及ぼした場合は速やかに適切な処理を講じることとする。
- (4) 本業務を行う為に必要な官公庁その他に対する諸手続きは受託者の責任において行うこととする。
- (5) 本業務に必要な水、電力、燃料等の費用は受託者の負担とする。
- (6) 受託者が工事現場に立ち入る場合、名札等により身分を明確にすることとする。
- (7) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合には、その理由を明示して、業務の改善を受託者に求めることが出来る。
- (8) 受託者は、業務の履行にともなって事故が生じた場合には、速やかに委託者及び所轄の警察署その他関係機関に報告するとともに、応急措置を講ずるものとする。
- (9) 受託者は、業務の履行に当り、委託者または第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (10) 委託者は、業務の履行中における個人情報の取扱いに当っては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (11) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (12) 業務の履行に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他の関連法規に準拠するものとする。
- (13) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者が都度協議の上、対応を決定するものとする。

添付 1 再委託先一覧表

No.	名称	所在地	委託内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			